

全ての事業主に、カスハラ・求職者等セクハラの防止措置が義務付けられます！

【改正労働施策総合推進法等説明会（令和8年10月1日施行）】

北海道労働局及び北海道で、下記のとおり法改正にかかる説明会を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。【主催：北海道労働局 共催：北海道】

会場	内容
札幌会場	札幌第一合同庁舎 2階講堂（札幌市北区北8条西2丁目1-1） 令和8年6月24日（水） 午前の部 10：00～11：40 ※駐車場の台数には限りがありますので、公共交通機関でのご来場にご協力ください。 午後の部 14：00～15：40
函館会場	サン・リフレ函館 2階大会議室（函館市大森町2番14号） 令和8年6月30日（火） ※駐車場の台数には限りがありますので、公共交通機関でのご来場にご協力ください。 14：00～15：40
帯広会場	とかちプラザ 2階視聴覚室（帯広市西4条南13丁目1） 令和8年7月22日（水） ※駐車場の台数には限りがありますので、公共交通機関でのご来場にご協力ください。 14：00～15：40
旭川会場	大雪クリスタルホール 旭川市国際会議場（大会議室） （旭川市神楽3条7丁目） 令和8年7月28日（火） ※駐車場の台数には限りがありますので、公共交通機関でのご来場にご協力ください。 14：00～15：40

※当日、ご参加いただけない場合は、後日、札幌会場での説明会動画をホームページ上に掲載予定ですので、そちらをご覧ください。

参加費	無料
申込方法	参加登録は下記＜北海道労働局サイト＞からお願いします。 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/kaiseiharassment20260624_00001.html ※参加登録期限 ・札幌会場 令和8年6月19日（金）定員100名 ・函館会場 令和8年6月25日（木）定員80名 ・帯広会場 令和8年7月17日（金）定員80名 ・旭川会場 令和8年7月23日（木）定員110名 ※定員に達した場合、参加登録期限前に締切となります。 ※本会場における参加可能人数は、1事業者当たり2名以内とさせていただきます。 ※説明会当日使用する資料は、事前に上記サイトに掲載する予定です。 

法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすくお伝えします！

- 1 **改正労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法**（令和8年10月1日施行）
 - ・カスタマーハラスメント防止対策について
 - ・求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策について
- 2 **改正パートタイム有期雇用労働法・女性活躍推進法**
 - ・雇い入れ時の労働条件明示事項の追加、同一労働同一賃金ガイドラインの改正等について（令和8年10月1日施行）
 - ・女性活躍に関する情報公表の義務拡大、えるぼしプラスの創設について（令和8年4月1日施行）
 - ・プラチナえるぼし認定基準の追加について（令和8年10月1日施行）

【北海道 説明】道のカスタマーハラスメント防止に向けた取組について

道が実施しているカスタマーハラスメント防止に向けた取組について、道経済部の職員が説明します！

- 1 北海道カスタマーハラスメント防止対策特設サイト
- 2 電話相談窓口「ハラスメント・労働相談コール」
- 3 カスタマーハラスメント防止啓発ポスター
- 4 カスタマーハラスメント防止対策セミナー

【北海道働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業） 説明】

労務管理等の専門家（社会保険労務士等）が全支援無料でコンサルティング、個別相談、セミナー開催講師派遣等を行っている「北海道働き方改革推進支援センター」を紹介します。

※改正法に関する就業規則の変更等のお手伝いも可能です。

※時間に限りがあるため、説明会において個別相談はお受けできません。
ご質問については、当日配布する質問用紙にご記入いただき、後日回答する予定です。

各法のサイト（厚生労働省）もご覧ください。

労働施策総合推進法	男女雇用機会均等法	パート有期雇用労働法	女性活躍推進法
			



説明会に関する
お問い合わせはこちら

北海道労働局雇用環境・均等部指導課
電話 011-709-2715
(受付時間 平日8:30～17:15)

※労働局において、具体的に発生した個々の顧客等の言動がカスタマー・求職者等セクハラに該当するか否かの判断は行っていません。